

●自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律

独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十八年度末に中期目標期間が終了する自動車検査独立行政法人について、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行するとともに、自動車検査独立行政法人の行う基準適合性審査を受けようとする者は、手数料を同法人に直接納付することとする等の措置を講ずる。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

(平成十八年六月二日法律第四十七号)

(特定独立行政法人の見直し)

第五十二条 平成十八年度以降に中期目標の期間が終了する特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させるものとする。

自動車検査独立行政法人の業務の見直し

自動車検査独立行政法人(検査法人)の機能を維持しつつ、運営の自主性を高めるため、以下の改正を行う。

(平成18年度で中期目標の期間が終了)

自動車検査独立行政法人法、道路運送車両法の一部改正

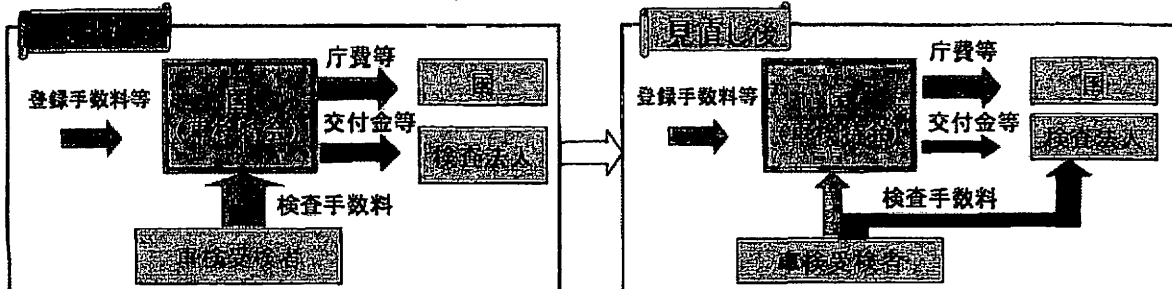
(1) 役職員の非公務員化

- ・ 役職員の非公務員化。
- ・ 国家公務員法の守秘義務に代わり、秘密保持義務を規定。
- ・ 罰則の適用に関して「みなし公務員規定」の追加。
- ・ 自動車検査独立行政法人法の改正に伴い、審査の停止を防止する観点から、セーフティネットとして国土交通大臣が自ら審査を実施する旨を規定。

道路運送車両法の一部改正

(2) 手数料の自己収入化

- ・ 国の財政支出を削減するとともに検査法人の経営責任を高める観点から、国からの運営費交付金を縮減し、検査法人が審査手数料を直接徴収することとする。



※ 「特別会計に関する法律(仮称)」(財務省提出)により、平成20年度から自賠特会と統合予定

独立行政法人に係る改革の推進